

## 横浜市リサイクル施設（4 館）の見直しについて

横浜市リサイクル施設条例に基づいて設置されている、リサイクルプラザ 3 館とリサイクルコミュニティセンターは、平成 3 年度から 11 年度にかけて順次整備され、ごみの減量化・資源化等に関する啓発や市民の自主的なリサイクル活動を推進してきています。

一方、平成 15 年度から開始した G 3 0 により、大幅なごみの減量が図られるなど、市民のリサイクル意識は、施設が設置された当時に比べて大きく変化しています。

また、次期「横浜市一般廃棄物処理基本計画(素案)」では、G 3 0 を礎に、引き続き 3 R を推進するとともに、ごみの発生そのものを抑制するリデュースの取組を一層進めるため、事務所や工場が地域への情報発信の場、環境学習の拠点として活発に利用されるよう、啓発機能の充実・強化を図ることとしています。

このため、市内 4 館のリサイクル施設について、次のとおり見直しを図り、今後、より市民に身近な場所で 3 R の啓発を行ってまいりたいと考えています。

### 1 リサイクル施設の沿革

#### (1) 設置目的（リサイクル施設条例第 1 条）

一般廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理に関する市民の意識の啓発を図るとともに、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進することにより、資源を循環的に利用する社会の形成に寄与すること。

#### (2) 沿革

平成 2 年 12 月	資源ごみ（缶・びん）の分別収集モデル事業開始
3 年 4 月	港南リサイクルプラザ 開館（港南区日野南 3-1-2）
4 年 7 月	青葉リサイクルプラザ 開館（青葉区荏田西 1-5-16）
7 年 3 月	横浜市リサイクル施設条例 公布
7 年 4 月	鶴見リサイクルプラザ 開館（鶴見区末広町 1-15-1）
11 年 11 月	神奈川リサイクルコミュニティセンター 開館（神奈川区平川町 3-6）
18 年 4 月	指定管理者による管理運営（指定期間 5 年間）

## 2 リサイクルプラザ（概要）

### （1）指定管理の状況

現 在	指定管理者 (21年度指定管理料)	鶴見	テスコ(株) (27,226千円)
		港南	(財)横浜市資源循環公社 (22,113千円)
		青葉	(財)横浜市資源循環公社 (22,611千円)
	指定期間	平成18年度～平成22年度(5年間)	
	選定方法	公募型プロポーザル方式	
	応募状況	鶴見：3団体、港南：2団体、青葉：3団体	

### （2）事業実績（平成21年度 3館合計）

ア 入場者数 延 63,145 人（粗大ごみ再生品の抽選申込者（内数）約 52,000 人）

イ 事業内容

粗大ごみ再生品の販売	4,692 点（販売収入 5,447 千円）
リサイクル講座の開催	454 回（2,325 人） 石けん作り、紙すき、エコぞうり作り 他
その他	リサイクル文庫、不用品交換情報板

## 3 リサイクルコミュニティセンター（概要）

### （1）指定管理の状況

現 在	指定管理者 (21年度指定管理料)	(財)横浜市資源循環公社・エコライフかながわ運営活動機構共同事業体 (21,937千円)
	指定期間	平成18年度～平成22年度(5年間)
	選定方法	公募型プロポーザル方式
	応募状況	1団体

### （2）事業実績（平成21年度）

ア 入場者数 27,429 人

イ 事業内容

リサイクル講座の開催	801 回 裂き布織り、エコぞうり、リフォーム教室 他
研修室等の貸出し	1,454 件（研修会議室、展示ホール、リサイクル工房）
その他	リサイクル文庫、不用品交換情報板、資源回収コーナー

## 4 両施設を取り巻く状況

### (1) 粗大ごみ再生品の提供（リサイクルプラザ）

- ア 年間延べ約5万人が抽選を申し込むなど、粗大ごみのリサイクルは市民に一定の周知が図られたが、来館の主目的が粗大ごみ再生品となり、効果的な啓発に結びついていない。
- イ 当初の簡易補修から変遷し、展示・提供の見栄えを良くするための手間が増えている。
- ウ 年間で約4,700点(平均抽選倍率15倍)の粗大ごみ再生品を展示・販売しているが、3館で7,200万円の運営管理費がかかっている。(1点あたりコスト約14,000円)
- エ 市内3か所での提供のため、全市的には利用しにくい状況がある。

### (2) 啓発事業

- ア G30では、収集事務所や焼却工場内に啓発スペース(\*)を設けたり、地域のイベントや独自イベントなど様々な場所・手法を活用し、市民に身近な場所で啓発活動を実施している。  
(\*)リサイクルひろば港南(港南事務所)、プレパークさかえ(栄事務所) G30ひろば(全工場)
- イ 事務所や工場主催のイベントでは、粗大ごみ再生品を抽選提供し、まだ使える家具等がごみとして出されていること等の啓発も実施している。
- ウ リサイクルプラザの講座参加者数は、1回平均5名程度と低迷している。
- エ リサイクルコミュニティセンターでは、市民ボランティアによるリサイクル講座が活発に行われているが、3Rの推進に向けて、より広域的な活動の展開が必要となっている。

### (3) 平成21年度行政監査

#### 改善要望事項(抜粋)

##### 【リサイクルプラザ】

- ・再生品の販売は、中古家具を扱う民間リサイクルショップの活用を図ることも考えられる。
- ・リサイクル講座などの啓発活動は、地区センター等でも同様の取組が行われている。  
⇒廃止も含めてあり方を検討する必要がある。

##### 【リサイクルコミュニティセンター】

- ・G30プランによる分別収集品目の拡大に伴い、家庭ごみのリサイクルルートが制度的に充実し、リサイクルを取り巻く状況は大きく変化した。
- ・リサイクル講座などの啓発活動は、地区センター等でも同様の取組が行われている。  
⇒必要性が薄れてきていることから、廃止も含めてあり方を検討する必要がある。

## 5 見直しの方向性

- (1) 粗大ごみ再生品の展示販売や啓発事業を行っている「リサイクルプラザ」3館（鶴見区・港南区・青葉区）については、より身近なところで再利用品の提供や啓発事業を行うこととし、平成22年度末をもって廃止します。
- (2) 市民ボランティアが活動の中心となって啓発事業を行っている「リサイクルコミュニティセンター」（神奈川区）については、啓発施設としてのあり方を検討し、平成23年度中に整理します。
- (3) 両施設の見直しに伴い、平成22年度末をもって両施設を廃止することとし、「横浜市リサイクル施設条例」を廃止します。

## 6 施設廃止に伴う対応

### (1) 粗大ごみ再利用品の提供

ものを長く使うことの大切さや、まだ使えるものがごみになっていることなどを引き続き啓発していく必要があるため、定期的なイベントや、各区の収集事務所や焼却工場の啓発事業の中で効果的に提供するなど、粗大ごみのリユース事業は継続します。

### (2) 啓発事業

次期「一般廃棄物処理基本計画(素案)」に沿って、収集事務所や焼却工場の啓発機能を充実させるなど、市民に身近な場所で分別ルールの徹底や3Rの啓発事業を展開していきます。

### (3) リサイクルコミュニティセンター

#### ア 事業のあり方

次期「一般廃棄物処理基本計画」における今後の3R推進施策や啓発事業等の方向性を踏まえ、現在、当施設を拠点として活動されている市民ボランティアの方々の意見も伺いながら、平成23年度中にあり方を検討、整理します。

#### イ 23年度の施設管理運営

施設のあり方を整理するまでの間、既存の市民ボランティアがリサイクル講座開催などの活動ができるよう、維持管理します。

## 7 今後のスケジュール

- ・ 条例廃止議案の上程 (22年第4回市会定例会)
- ・ 施設廃止等の周知 (23年1月～3月)
- ・ 施設廃止 (23年3月31日)